

平成26年9月1日

各道府県食肉事業協同組合連合会会長 殿
各県食肉事業協同組合理事長 殿

全国食肉事業協同組合連合会
会長 河原光雄

コンプライアンスの周知徹底に向けた取組みの推進について

会員・組合員のコンプライアンスの推進については、農林水産省の指導・指示を受け、「食品事業者におけるコンプライアンスの徹底について」（平成20年12月16日付け20生畜第1460）当連合会は各県肉連の協力のもと、組合員を対象として、コンプライアンスの周知徹底のための講習会等を実施している中、今般、傘下組合員が事実と異なる原産地等を表示して販売したとして、表示の是正について、JAS法に基づく指示及び牛トレーサビリティ法に基づく勧告を受けました。

食品の表示に関する消費者の関心が高まっている中で、再びこのような問題が発生したことにより、食肉産業全体に対する信用を失墜させたことは誠に遺憾であります。

つきましては、会員・組合員の中からこのような表示違反者が出たことを重く受け止め、一企業の問題ではなく組織全体の問題にとらえ、再発防止に万全を期し、コンプライアンスに関する講習会を受講させること、また、自主点検について、未だ実施されていない組合員に対しては早急に実施するなど、食肉に対する消費者の信頼確保のため、コンプライアンスの周知徹底に向けた取組みについて、特段のご配慮をお願い申し上げます。